

丸亀市建設工事指名競争入札における指名基準

(目的)

第1条 この基準は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第25条第1項の規定に基づき、市が発注する建設工事に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に指名しようとする者の選定にあたって必要な事項を定めるものとする。

(選定の原則)

第2条 指名競争入札を行おうとするときは、工事の種類及び設計金額に応じ、指名競争入札参加資格者名簿に登載した者のうちから当該競争に参加する者をなるべく5以上指名するものとする。

(業者の選定)

第3条 指名競争入札に指名しようとする者を選定しようとするときには、指名競争入札に付そうとする工事の種類及び設計金額に応じ、丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成17年告示第1001号。以下「資格基準」という。）に規定する別表（以下「別表」という。）の区分に従い、1又は2の等級のうちから選定するものとする。

2 前項の場合において、工事の成績が特に優秀と認められる者については、その者の属する等級の上位の等級に属する資格を有する者とみなして選定することができる。

3 前2項の規定によるほか、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、資格基準第5条第1項ただし書の規定による者のうちから選定することができる。

(1) 指名競争入札に付そうとする工事が、災害その他の理由により緊急の施工を必要とするとき。

(2) 指名競争入札に付そうとする工事が、特殊機械又は第三者の権利の対象となっている施工方法の使用を必要とするとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、建設工事の種類及び等級によらないで選定することが有利であると認められるとき又は地域性等特別の理由があると認められるとき。

4 別表に規定していない格付けを行っていない業種工事の指名競争入札に指名しようとするときは、指名競争入札に付そうとする工事の種類及び設計金額に応じ、総合点数を勘案し、適切に選定しなければならない。

(留意事項)

第4条 入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとと

もに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 資格審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 資格審査基準日以降における経営状況
- (3) 資格審査基準日以降における工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 資格審査基準日以降における安全管理の状況
- (8) 資格審査基準日以降における労働福祉の状況

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。